



Tax Analysis

中国

税理士法人トーマツ

2015年2月4日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

BEPS 行動計画 10: グローバルバリューチェーンにおける利益分割法の使用に関するディスカッションドラフト

経済協力開発機構(以下「OECD」)は 2014 年 12 月 16 日に税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting: 以下「BEPS」)行動計画 10 に関連する、グローバルバリューチェーンにおける利益分割法の使用に関するディスカッションドラフトを公布した。このディスカッションドラフトは関係者のコンセンサスを得たものではない。これは、“第三者の間では発生しないか、もしくは極めてまれにしか発生しない取引を行うことによる BEPS を防止するルール”を策定することを目的とし、これには、“・・・(ii) グローバルバリューチェーンの下での移転価格算定方法(特に利益分割法)の適用について明らかにするために、移転価格ルールまたは特別な措置を採用する”ことが含まれる。

ディスカッションドラフトには、OECD の移転価格ガイドラインに対する具体的な改訂案は含まれないが、利益分割法を適用できる可能性のある8つのシナリオを提示し、各シナリオの下で利益分割法を適用する場合の相対的な信頼性に関して、利害関係者からのコメントを求めている。8 つのシナリオは、移転価格ガイドラインの第 6 章(無形資産)および第 1 章(リスク)に対する改訂案にある多くのテーマを反映している。ディスカッションドラフトは、第 6 章に基づき、無形資産に対するリターンを受ける権利がその無形資産の開発者とその他の関与者の間で分割される場合、あるいは第 1 章の改訂案において提案されているように、多国籍企業の運営が統合され、相

互依存性を有し、価値あるシナジー効果を創出していると認められる場合に適用可能な移転価格算定方法を明らかにしようとする試みである。

これまで、ほとんどの状況において、納税者による利益分割法の使用は特定の範囲、あるいは事前確認協議または相互協議の一環として管轄当局の同意を得た場合に限られていた。現時点ではまだ利益分割法の使用に関して、具体的な移転価格ガイドラインの改訂案は示されていないが、このことは、利益分割法がより広範囲に信頼性をもって適用されることを可能にするようなアプローチを見つけようと各国の管轄当局が苦心していることを暗示しているようである。また、第 1 章と第 6 章の改訂の方向性に関して懸念を持つ国があることを反映している可能性もある。

ディスカッションドラフトは、複数の関連者が事業の経営とリスクをシェアすることを意図していると思われるいくつかのシナリオを含んでいるが、類似の状況にある納税者がビジネスのストラクチャーを変えることにより、利益分割法の信頼性を下げることになる可能性があるか否かという問題については答えしていない。ここ数年の間に、多くの企業が利益分割法を適用する際の困難を避けるために、プリンシパルとなる企業を置くストラクチャーを組んだり、コストシェアリングまたはその他の取決めを用いたりしている。

重要なことは、多国籍企業が利益分割法を適用することを難しくしている多くの問題に対して、ディスカッションドラフトでは具体的な解決策を示していないということである。それらの問題には次のものが含まれる。

- 利益分割に用いる比較対象情報または取引データの欠如
- 簡単な公式で表すことのできない利益分割時に用いる配賦方法
- 分割する利益を算出するための収入と費用の確定
- 損失の処理
- 税務および事業目的によるパートナーシップの創出
- 債権者に関して各企業に与えられる権利の保護の縮小
- 2社を超える企業間で行われる利益分割と、通常の機能を担う企業に対する移転価格調整が利益分割の参与者に与える影響

ディスカッションドラフトでは、これらの多くの問題にどのように対処すべきかについてコメントを求めている。しかし、なおディスカッションでは触れられていない問題もある。

(1) 方法の選択

移転価格ガイドライン第6章の改訂案と同じように、ディスカッションドラフトでは、一方の関連者のみを検証対象とする方法(独立価格基準法(CUP)および取引単位営業利益法(Transaction Net Margin Method: 以下「TNMM」)を含む)は一般的に無形資産取引を分析するための信頼できる方法ではないということについて、注意を促している。ディスカッションドラフトでは、利益分割法は無形資産取引に適用するだけでなく、“高度に統合された”ビジネスモデルにおいて行われる可能性のある通常の取引にも適用できるか否かという問題を提起している。このような問題が生じる理由の一つは、一つの活動に従事する独立の比較対象企業は、全額出資子会社としての企業経営と同じ水準の統合度を有していないということである。例えば、比較対象企業が倉庫保管、物流、販売あるいはマーケティング活動のみを行っている場合、全額出資子会社が他の全額出資子会社と共同で同じサービスを提供する場合と同じように統合されたサービスを提供することはできないと述べている。この記述の妥当性については、論争が生じる可能性もあるだろう。

(2) OECD 移転価格ガイドラインにおける利益分割法の詳細

以下では、ディスカッションドラフトにある各シナリオについて簡単に説明する。

1) バリューチェーン

シナリオ1は、同じ地域にあり、同じような生産能力を有する3社の製造会社が、3社を代表するリーダーシップボードを通じて製品供給と投資の調整を行うというものである。このシナリオでは、すべての知的財産権のライセンス供与と有形資産の取引はその他の方法を用いて分析できると仮定している。ディスカッションドラフトでは、リーダーシップボードは実質的に三方向の関連者間“取引”を創出し、利益分割法を用いてのみこれを分析することができると考えているようである。このような特定の状況において、利益分割法を用いることは合理的と思われるが、多国籍企業グループは上記のような取引のストラクチャーは採用せず、より典型的なプリンシパル／契約製造のストラクチャーを採用する可能性がある。一方、税務当局は詳細な機能分析を行った上で、各関連者の活動の“実質”は、プリンシパル／契約製造のストラクチャーよりも上記のシナリオによってよりよく説明されると考えるかもしれない。この議論については、リスクと取引の再構築に関するディスカッションドラフトも参考になる。

利益分割法を適用して各社の目標利益水準を決める場合でも、その適用結果は商品またはサービスに係る各社間の個々の取引に反映される必要がある。そうでなければ、利益分割法を用いるアプローチはバーチャルなパートナーシップを形成する可能性がある。この場合の税務および法的責任に係る影響は移転価格の範疇を超えることになるだろう。

2) 多面的ビジネスモデル

シナリオ2は、次のような多国籍企業の例を説明している。A社は広告サービスおよび関連の技術(例えば、ターゲット設定および顧客へのユーザーインターフェースの提供)を提供し、広告のクリック回数に基づく報酬を顧客に請求している。一方、B社はエンドユーザーに無償のオンラインサービスを提供し、エンドユーザーの行動、場所および個人情報を収集する。これらの情報は、A社が顧客に提供する広告サービスの価値を高めるために利用される。

A社の活動は同業種の比較対象企業の活動と根本的に異なるものであるか否か、A社とB社のサービスが統合され、あるいはB社がA社をコントロールしていることを理由として、A社の提供するサービス

はその他の第三者が提供するサービスよりも根本的により価値のあるものであるか否かということについて、多くの人が疑問を持つかもしれない。

3) 販売会社による独特かつ価値のある貢献

ディスカッションドラフトでは、関連者双方がいずれも“独特かつ価値のある貢献”をする場合における取引単位利益分割法の適用について議論している。シナリオ 3 では、次の理由で“グループの競争優位性の重要な源泉である活動”を行う販売会社の例を取り上げている。

- 顧客と非常に緊密な関係を築いている
- 現場サービスを提供している
- 広範なスペアパーツの在庫を有している
- 問題が発生する前に潜在的な問題を見つけるための積極的なメンテナンスプログラムを有している
- 設備の選択に関して顧客に広範なアドバイスを提供し、かつ具体的な状況に基づき、顧客の使用効率を最大化するための改良を行う

このシナリオの一部として、ディスカッションドラフトでは、移転価格ガイドライン第 6 章の無形資産に関する指針にある“独特で価値のある貢献”の定義は上記のような活動を含むように拡大されるべきであるかという問題を提起している。なぜ類似の業種において類似の活動を行う比較可能な独立の販売会社を見つけることができないのかという疑問もあるかもしれない。

4) 統合とリスクの分担：無形資産の共同開発

ディスカッションドラフトでは、統合された付加価値のある機能に加えて、重要なビジネスリスクを分担する形で事業運営を行う多国籍企業もあって、その場合はリスク負担に対する補償も必要となるが、利益分割法によらなければ、これを分析することは難しいだろうとしている。シナリオ 4 において、A 社は技術の複雑な製品を開発し、一部の重要な部品の開発は関連者である B 社と C 社に外注している。すべての企業はそれぞれの部品の開発のために多くの研究開発活動を行うことを求められ、それぞれ潜在的な失敗のリスクを負っている。よって、最終製品の研究開発リスクは 3 社が分担しているといえる。この場合、利益分割法の適用は、3 社で無形資産を共同開発し、かつ製品開発リスクを分担するという納税者の選択に基づいているといえよう。利益分割法は、無形資産の開発コストとリスクを 3 社で分担するという納税者の意向をよりよく反映するかもしれ

ない。しかしながら、関連者間の実際の取引は上述の説明とは異なるだろう。A 社は B 社、C 社と委託研究開発契約を締結する可能性があるが、移転価格ガイドライン第 6 章の改訂案で言及している“重要な機能”の管理とコントロールはできていない。そのため、B 国と C 国の税務機関は、当該取引は実質的には委託研究開発というよりも、この例で説明されている取引(すなわち、コストとリスクの分担)により近いと考える可能性がある。

分割：限定的機能の企業

シナリオは示されていないが、ディスカッションドラフトでは、複雑な多国籍企業の運営においては時として必要な機能が複数の子会社に分割されると述べている。例えば、販売活動を物流、倉庫保管、マーケティングおよび販売等の専門的な活動に分ける場合がある。これらの専門的な活動に係る比較対象企業を見つけることは難しく、あるいは不可能な可能性があることから、このような場合には取引単位利益分割法を適用することが適切であろうとディスカッションドラフトでは述べている。

多国籍企業は通常の機能を担う複数の企業のサービスを必要とする可能性があるが、なぜ多国籍企業は取引単位営業利益法の適用によって、機能とリスクが類似する独立の比較対象企業の利益水準に基づいてこれらの企業に適切な利益を帰属させることができないのかということについては明確ではない。実際に、独立の比較対象企業は関連企業よりも多くの機能(例えば、販売とマーケティング活動)を担い、より高いリスクを負っていると考える者もいるかもしれない。

5) 地域の顧客をシェアする販売会社と類似する比較対象企業の欠如

シナリオ 5 は、関連関係にある販売会社のグループが地域にある大型顧客との関係を築くことにより、現地の事業だけでなく、地域レベルの事業にも従事するというものである。ディスカッションドラフトでは、このような場合に信頼できる比較対象企業をどのように見つければよいのかという疑問を提起している。このようなモデルは実際によく見られるものであり、一部の納税者は“コストシェアリング”を用いることにより、グローバル顧客との関係維持に関連するコストを、合理的な予測収益の割合に基づいて各企業(すなわち、グローバル顧客に販売を行う企業)に分担させる。その他の代替案でも同じような結果を得られるかもしれない。

取引単位営業利益法(TNMM)のレンジを用いた利益分割

ディスカッションドラフトの paragraph 32 では、TNMM と利益分割法の調和を試みている。ディスカッションドラフトでは、グループのグローバルの利益水準の変動に基づき、販売会社の利益水準を TNMM のレンジ内で変えるというポリシーを納税者は採用できるだろうとしている。これにより、移転価格ポリシーの融通性が高まる。

6) 租税と価値創造の結果との一致

BEPS 行動計画の一部として、OECD は租税と価値創造の結果とを一致させるために関連のルールの改訂を試みていると、ディスカッションドラフトでは述べている。また、利益分割法で用いられる配賦要素(allocation keys)に関するよくある批判は、これらの配賦要素の正確性を検証することが難しいということであると指摘している。ディスカッションドラフトは、欧州市場にある 3 社の製造会社を取り上げた最初のケースを引用し、ロイヤルティー控除後の残余利益は生産能力、従業員数および製品価値という3つの配賦要素に基づいて3社の間で分割されると仮定している。これらの要素はそれぞれ、資本投資、労働力および実際の産出に対する貢献を反映することを意図したものである。これは合理的にも思われるが、このようなケースは現実にはまれであろうという意見がある。ケースにおいて用いられた配賦要素が現実のパターンにおいても用いられた場合、そのような分割は公式による配賦計算に類似したものとなる可能性がある。また、これらの関連者間で利益分割法を用いることは、架空のパートナーシップ関係の形成を意味するかもしれない。

RACI マトリックス

シナリオ 6 においては、責任割当マトリックスを用いることにより、定性的な機能分析をより科学的な利益分割に転換できないかという問題を提起している。このマトリックスは、各機能について、各企業を次の4つのレベル(RACI)のいずれかに割り当てるというものである。

- ・ R : Responsible(責任を負う者)
- ・ A : Accountable(説明責任を負う者)
- ・ C : Consulted(相談を受ける者)
- ・ I : Informed(告知を受ける者)

ディスカッションドラフトでは、RACI はリスクと資産を分けて考えるものではないとして、それらは機能と一致するものであると仮定している。RACI の分析は、“グループの重要な価値の駆動要因”に適用さ

れる。しかし、シナリオでは考慮された重要な駆動要因を挙げておらず、どのように RACI マトリックスを用いて利益分割の結果を算出するかについても説明していない。

7) 事前(Ex Ante)と事後(Ex Post)の結果

ディスカッションドラフトでは、事前と事後の結果に重要な差異が生じる場合があると述べている。利益分割法では初めから、どのように不確定な結果を関連者間で分けるかを定めることができる。

シナリオ 7 は、2 社の関連企業が製品の 2 つの重要な部品の開発に対する責任を負うことに同意するというものである。これらの 2 社は、予測される開発コストに基づいて、残余利益を 30:70 の割合で分割することに同意する。しかしながら、各関連者は自らの開発コストが予測を超過するリスクも負っている。よって、実際の開発コストが関連者間で 30:70 の割合で分割されるとは限らない。ディスカッションドラフトでは、取引単位利益分割法を適用する際に、想定外の事象または結果をどのように取り扱うべきかについてコメントを求めている。

シナリオ 8 では、独立取引の原則に従ったロイヤルティーを決めるために、事前のベースで利益分割法を用いることができる場合があると述べている。このシナリオでは、P 社は製品に係る基本的な R&D を行い、子会社の S 社はマーケティング活動と一部の開発の後工程を行う。開発段階の成功率を用いて各関連者の費用のリスクウェイトを決めると、コストおよび結果としての利益は 80:20 の割合で P 社と S 社の間で分割されることになり、P 社の期待収益はロイヤルティー料率に転換される。しかし、実際の売上高と予測売上高の差異の程度によっては、ロイヤルティー料率の移転価格ポリシーにより、実際の利益分割と最初に利益分割法によって示された利益分割の結果とに差異が生じるかもしれない。

ディスカッションドラフトは、実際の利益に基づいて直接に利益分割法を用いると、“利益を利益分割割合に等しくするための年末における調整計算”が必要になることを認めている。このことはコンプライアンス管理上の問題を生じさせる可能性がある。ディスカッションドラフトでは、ロイヤルティーを用いた利益分割法を認めることの長所と短所について尋ねている。

8) 損失

現行の OECD の移転価格ガイドラインでは、“利益”に言及している部分は“損失”にも同様に適用されるべきであると述べている。しかし、ディスカッション

ドラフトに含まれるシナリオは、損失の場合、利益とは異なる形で利益分割法が適用されるかもしれないということを示している。

シナリオ 9 は、銀行のグループが統合されたモデルを通じて、異なるタイムゾーンにおいてストラクチャードファイナンスを行うというものである。利益は、トレーダーの報酬(業績賞与を含む)に重いウェイトを置いた利益分割法を用いてグループ内各社に配分される。しかしながら、多額の損失が生じた場合の報酬と損失の間の関連性は、利益が生じた場合の報酬と利益の間の関連性とは異なるであろう。その結果、損失が生じた場合にこの方法を適用しようとすれば、報酬政策と損失が生じた状況の分析に基づく調整が必要になる。

(3) 問題点 31:財務データの入手可能性に関する懸念:

ディスカッションドラフトでは、現行の移転価格ガイドラインで言及している利益分割法の信頼性に関する懸念がなお存在するか否かを問うている。これには次の問題が含まれる。

- 国外データの入手:“関連企業と税務当局はいずれも国外の企業から情報を得ることが難しい可能性がある”
- 合算利益の測定:“関連者間取引に関与するすべての関連企業の合算された収入と原価を測定することは難しい可能性がある。そのためには、会計帳簿と記録が共通のベースに基づいていること、会計実務と通貨に関する差異を調整することが求められる”
- セグメント別営業費用:“取引単位利益分割法が営業利益に適用される場合、取引と関連する適切な営業費用を認識し、コストを取引と関連企業のその他の活動の間で分配することは難しい可能性がある”

経験によれば、このような問題は多くの企業になお存在している。

(4) コメント

一般的に利益分割法はこれまで多国籍企業が特定の状況においてのみ使用してきた。例えば、取引の経済特性から見て明らかに利益分割が求められる場合、事前確認協議を行う場合および管轄当局が利益分割の使用を認めるその他の場合である。ディスカッションドラフトでは、より一般的なベースでより広い範囲の潜在的な取引に信頼できる形で利益分割法を適用することの難しさを説明している。

ディスカッションドラフトで議論されている多くのケースにおいて、利益分割法は最も信頼できる移転価格算定方法であるとしているが、これは一方の関連者のみを検証対象とする方法は信頼できないという仮定に基づくものである。多くの多国籍企業の統合された、相互依存的でシナジー効果のある運営モデルの故に、十分な比較対象企業が存在しないからである。この問題は、独立取引の原則を適用することの核心に迫るものであり、このディスカッションドラフトおよびリスクと再構築に関するディスカッションドラフトに対する激しい論争的になるだろう。

中国の国家税務総局は、ディスカッションドラフトで説明されているいくつかのシナリオが特に中国の移転価格実務と関連すると考えるかもしれない。例えば、多国籍企業の観点からは“通常の販売会社”と定義付けられるであろう現地の販売会社による独特かつ価値のある貢献、“限定的な機能とリスク”のグループ内子会社に通常の利益のみを残す多国籍企業グループによる機能の分割、上述した関連者間取引に係る比較対象企業の欠如等である。最近終了した移転価格調査案件および二国間事前確認協議から見れば、国家税務総局は伝統的な一方の関連者のみを検証対象とする移転価格算定方法を離れて、多国籍企業グループのグローバルバリューチェーンの下での中国子会社の相対的な貢献を分析することに重きを置こうとしていることは明らかである。このことは通常、利益分割法の使用を意味する。そうではあっても、利益分割法の適用に関わる多くの問題は、今回のディスカッションドラフトの中でも解決が図られていないため、国家税務総局が今回のディスカッションドラフトの考え方や問題にどのように対応するか(中国国内の移転価格関連の法律、法規の改正を含む)については、OECD の最終報告の公布まで待つ必要があるかもしれない。

ディスカッションドラフトに対するコメントの募集期限は 2015 年 2 月 6 日である。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ 中国室

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohmatsumo.co.jp

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumo.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。